

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月28日
【事業年度】	第10期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	株式会社enish
【英訳名】	enish, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安徳 孝平
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03（6447）4020（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 高木 和成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03（6447）4020（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 高木 和成
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	6,452,637	5,482,714	4,970,856	4,382,139	5,449,018
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	151,300	1,004,398	401,961	911,133	712,671
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	22,107	1,447,762	340,664	982,851	719,099
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	865,850	962,897	1,169,245	1,169,295	1,801,370
発行済株式総数 (株)	6,939,360	7,187,880	7,800,800	7,801,600	9,001,600
純資産額 (千円)	2,866,298	1,619,420	1,685,780	743,211	1,306,402
総資産額 (千円)	3,455,566	2,253,470	2,177,646	1,682,226	1,874,048
1株当たり純資産額 (円)	413.05	224.35	215.96	89.97	138.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	3.19	207.53	45.13	125.99	81.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	3.05	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.9	71.6	77.4	41.7	66.5
自己資本利益率 (%)	0.8	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	476.49	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	594,965	837,356	189,638	885,397	381,701
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	386,533	41,879	223,186	416,046	11,664
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	148,094	496,865	244,980	160,024	953,331
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,328,908	946,537	778,660	469,690	1,029,319
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	178 (24)	158 (18)	128 (32)	141 (44)	134 (41)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
  4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については第7期及び第8期及び第9期及び第10期においては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
  5. 株価収益率については、第7期及び第8期及び第9期及び第10期においては、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
  6. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は年間平均人員を( )内にて外数で記載しております。
  7. 第7期及び第8期及び第9期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は、2009年2月に株式会社シンクロア(現K i i株)のアプリケーション開発事業部門としてソーシャルアプリ(注1)の開発を開始し、同年同月に株式会社Synphonie(現株enish)を設立し、モバイルゲームの提供を行ってまいりました。

設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
2009年2月	株式会社シンクロア(現K i i株)のアプリケーション開発事業部門としてソーシャルアプリの開発を開始。 株式会社シンクロア(現K i i株)の100%子会社として資本金100万円で株式会社Synphonie(現株enish)を設立。
2009年10月	全国の飲食店と位置情報に連動したソーシャルアプリ「ぼくのレストラン」を発表。
2010年6月	レストランの経営シミュレーションゲーム「ぼくのレストラン」を公開。
2010年7月	グリー株式会社が当社へ出資。
2010年11月	アパレルショップの経営シミュレーションゲーム「ガルショ」を公開。
2011年4月	本社を東京都渋谷区に移転。
2011年6月	探索型RPG(注2)「ボクらのポケットダンジョン」を公開。
2011年7月	グリー株式会社と業務提携。
2011年7月	料理バトルゲーム「料理の鉄人」を公開。(株式会社フジテレビジョンと協業)
2011年12月	No.1モデル育成シミュレーションゲーム「プラチナ ガール」を公開。
2012年1月	探索型RPG「ボクらのポケットダンジョン2」を公開。
2012年7月	カードバトルゲーム「ドラゴンタクティクス」を公開。
2012年9月	株式会社enishに商号変更。
2012年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2013年5月	カードバトルゲーム「魁!!男塾~連合大闘争編~」を公開。
2013年12月	東京証券取引所第一部に市場変更。
2014年3月	本社を東京都港区に移転。
2016年1月	みんなで×つなげるバトルRPG「12オーディンズ」を公開。
2016年1月	ファッションレンタルサービス「EDIST. CLOSET」を開始。
2017年10月	『櫻坂46』初となる公式ゲームアプリ「櫻のキセキ」を公開。

- (注) 1. ソーシャルアプリとは、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などのコミュニティをプラットフォームとし、ユーザー同士の繋がりや交流関係を機能に活かしたWebアプリケーションのことであり、
2. RPGとは、ロールプレイングゲームの略称で、一定の条件下で与えられる試練(冒険、難題、探索等)を乗り越えて、仲間と協力して目的の達成を目指すゲームのことを指します。

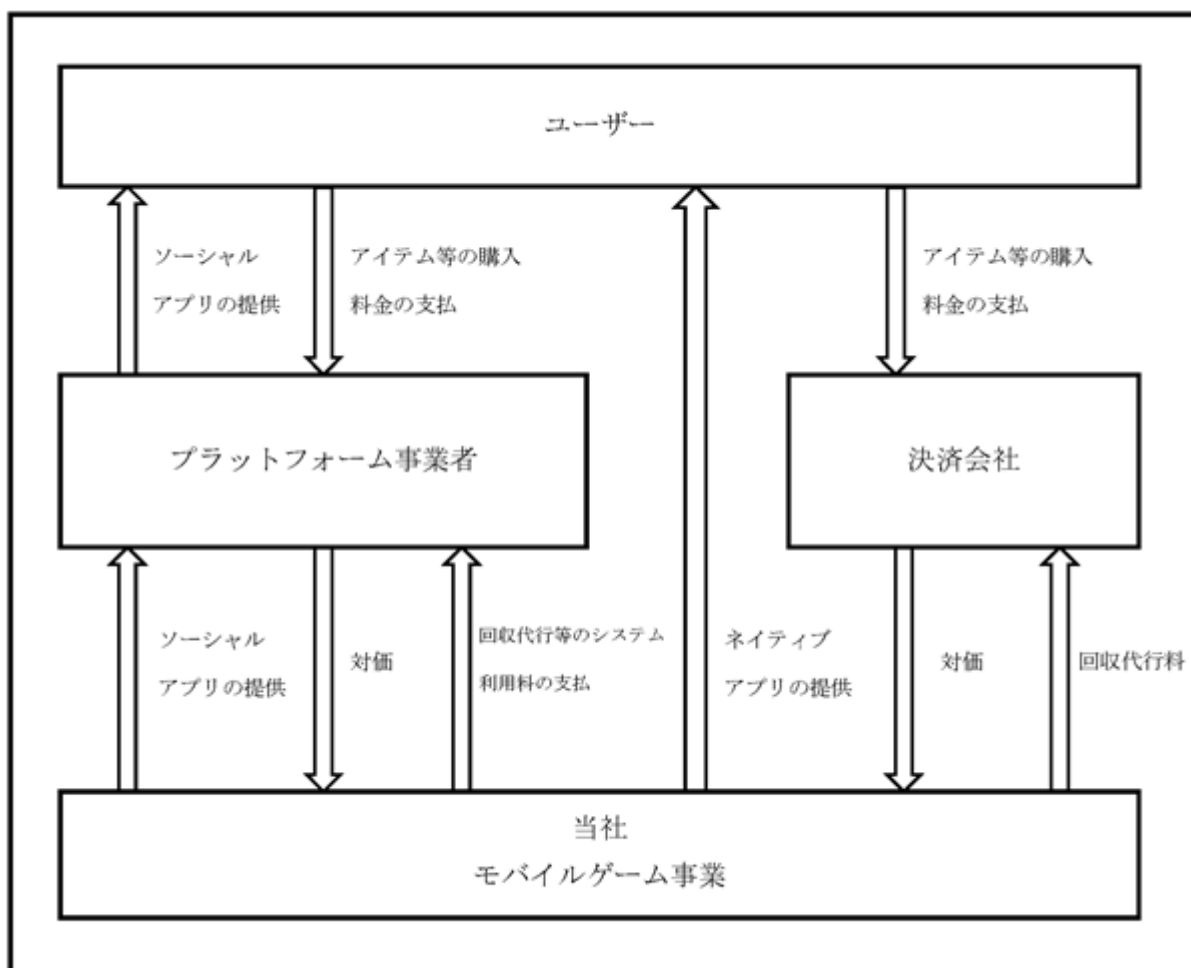
### 3【事業の内容】

当社は、インターネットを通じたソーシャルアプリの企画・開発・提供を行うモバイルゲーム事業を主たる事業としています。当社の提供するソーシャルアプリについては、GREE株式会社が運営する「GREE」を中心とした主要なソーシャルゲームプラットフォーム（注1）を通じてサービスを提供しており、ユーザーへの課金、料金の回収は当該ソーシャルゲームプラットフォーム事業者へ委託するとともに、当社はその対価としてシステム利用料等を支払っております。また、スマートフォンへの移行に伴い、ソーシャルゲームプラットフォーム事業者は介さないネイティブアプリケーション（注2）の提供も行っております。

- （注）1．プラットフォームとは、ソフトウェアやハードウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOS、ミドルウェア等のこと。また、それらの組み合わせや設定、環境などのことです。
- 2．ネイティブアプリケーションとは、特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェアのことをいいます。

#### 〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



当社が提供するソーシャルアプリの内容

当社は2009年にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）プラットフォーム事業者がそのプラットフォームをオープン化（注）したことに伴い、独自の経営シミュレーションゲーム「ぼくのレストラン」の提供を皮切りに国内モバイルゲーム市場に参入しました。

当社が提供する主要なアプリは下記のとおりとなります。

2018年12月31日現在

提供ソーシャルアプリ名	内容
ぼくのレストラン	1,000種類以上の料理が作れるレストラン経営シミュレーションゲーム
ガルシヨ	世界中で商品を買付けてアパレルショップを運営するシミュレーションゲーム
料理の鉄人	伝説の鉄人との料理バトルゲーム（㈱フジテレビジョンとの共同企画）
魁!!男塾～連合大闘争編～	人気コミック「魁!!男塾」の塾生となって男の中の男を目指すカードバトルゲーム
櫻のキセキ	「櫻坂46」初の公式ゲームアプリ。グループが歩んだ成長の軌跡と、メンバーが努力し続けることで起こした奇跡をたどるドキュメンタリーライブパズルゲーム

（注）プラットフォームのオープン化とは、SNSプラットフォームのAPI（Application Programming Interface）：開発を効率的に行うための技術）を外部のサービス事業者や開発者に開放することです。

当社の事業戦略

当社は競争環境の激しい国内モバイルゲーム市場において、以下の戦略により事業拡大に取り組んでおります。

a. モバイルゲーム運営ノウハウの蓄積

モバイルゲームは、ユーザーの嗜好の移り変わりに合わせて、リリース後もゲームに改良を加えたり、イベント等を導入することにより課金を獲得していくビジネスモデルです。当社の場合は、ゲームのリリース後も徹底したユーザーの行動履歴の分析を行うことにより、ゲームの利用率、継続率、課金率などの指標が改善するよう継続的にゲームに改良を加えております。経営シミュレーションゲームを中心としたこれらの分析力の蓄積が当社の強みだと考えており、新規アプリの企画・開発等にこれらのノウハウを生かすことでモバイルゲーム市場に戦略的にモバイルアプリを提供していく所存であります。

b. ブラウザタイトルの収益維持

当社は、「ぼくのレストラン」「ガルシヨ」等の経営シミュレーションゲームなど女性ユーザーが多くライフタイムバリューが高い（注）ブラウザタイトルを運営しております。一般的にタイトルリリースから時間が経過すると、収益は縮小する傾向となりますが、当社としましては、新イベントの導入、テーマやアートのクオリティ担保等によりブラウザタイトルの運営力を引き続き強化するとともに、コラボレーション強化による施策等により、収益性を維持していく方針であります。

（注）既存ユーザーの離脱率の低さのことをいいます。

c. ネイティブアプリケーション等の国内・海外における展開

当社は、大型IP（注）タイトル「櫻のキセキ」を中心とした既存タイトルの運営を強化することでさらなる収益拡大に繋げること及び既存タイトルの企画、開発、運営により蓄積されたノウハウを新規にリリースするネイティブタイトルに活かすとともに、新規ネイティブタイトルを継続的、安定的に提供し続けることが重要であると認識しております。一方で、ネイティブアプリケーションは、開発費、広告費が高騰しておりますが、開発タイトル数を絞り、有力IPタイトルとオリジナルタイトルをバランス良く開発・リリースすることで、収益基盤の拡大と安定化を図っていく方針であります。

また、海外配信につきましても、現地パブリッシャーとの連携、強化により収益の最大化を図ってまいります。

（注）著作権や知的財産権を持つコンテンツのことをいいます。

d. プロダクトラインの増強とサービス品質の向上

当社におきましては、経営シミュレーションゲームを中心として培ったノウハウをさまざまなカテゴリーのゲームで展開すべく、人材採用を行いプロダクトラインの増強を行っております。収益性を考慮した人員の最適化、または、社内研修の強化、福利厚生充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的にリリースしていくことで優秀な人材の採用強化につなげたいと考えております。また、サービス提供前に徹底した検証作業を実施し、サービス品質の向上に努めるとともに、サービス提供後も前述の行動分析をベースにユーザー満足度の高いサービス提供を目指しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
134(41)	35.7	2.6	5,348,585

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はエンターテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社が属するモバイルゲーム業界につきましては、競争環境が激化しております。

このような状況の下、当社といたしましては継続的に良質なゲームタイトルを市場に投入することで確固たる収益基盤を確立する必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社としましては、以下具体的な課題に取り組んでまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 確固たる収益基盤の確立

モバイルゲーム市場は、ネイティブアプリケーションを中心に今後も世界規模で拡大していく見通しであります。今後、当社が安定して成長するためには、確固たる収益基盤を確立する必要があり、そのためにも既存の収益基盤の拡大に加えて新たな収益源を確保することが経営上重要な課題であると考えております。当社では、今後の成長戦略として以下の方針を掲げております。

##### IPタイトルの強化

2017年10月にリリースした大型IP(注)タイトル、『櫻坂46』初となる公式ゲームアプリ「櫻のキセキ」の収益水準の維持はもちろんのこと、新たなIPタイトルの開発を進めることで収益基盤の拡大と安定化を目指してまいります。

(注) 著作権や知的財産権を持つコンテンツのことをいいます。

##### オリジナルタイトルの強化

当社が創業よりブラウザゲームで培ってきた高い技術力による開発ノウハウ及びきめ細かい運営ノウハウを生かし、市場ニーズに即したオリジナルタイトルをリリースすることで収益基盤のさらなる拡大を図ってまいります。

#### (2) 海外マーケット展開の強化

国内のモバイルゲーム市場は今後も拡大していく見通しですが、海外のモバイルゲーム市場におきましても「AppStore(注1)」「GooglePlay(注2)」を通じて急速に拡大しております。当社としましては、モバイルゲーム市場における規模・成長性が大きい海外市場への参入として、まずは中国、香港、台湾、韓国等を中心としたアジア市場を中心に、現地のパブリッシャーと連携しサービス展開を積極的に取り組んでいく方針であります。

(注) 1. AppStoreとは、Apple社が運営する、iPhone、iPod touch、iPad向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

2. GooglePlayとは、Google社が運営する、主にAndroid端末向けアプリケーションのダウンロードサービスのことをいいます。

#### (3) 優秀な人材確保と育成

当社は、市場の拡大やユーザーの嗜好の多様化に迅速に対応していくため、ユーザーの嗜好性を分析、把握し、サービスの開発及び恒常的な改善を行うことができる優秀な人材の確保、育成が必要と考えております。当社としましては、社内研修の強化、福利厚生充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなサービスを継続的にリリースしていくことで採用強化につなげたいと考えております。また、市場でのプレゼンスを高め、当社特有のサービスを通じて会社の魅力を訴求していくことも重要であると考えております。

#### (4) サイトの安全性及び健全性の確保

当社が提供するコンテンツは、不特定多数のユーザーが登録をしていることから、ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、サービスの安全性及びサイト内の健全性を確保することが、信頼性の向上につながると考えております。当社は個人情報保護や知的財産保護のためのガイドラインを設け、サイトの安全性・健全性の確保に努めており、今後も継続していく方針であります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業内容に関するリスクについて

#### モバイルゲーム市場について

当社の事業領域であるモバイルゲーム市場は、当面は世界的に市場拡大が続いていくものと見込んでおります。しかし、予期せぬ法的規制や通信事業者の動向により、市場全体の成長が大きく鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### プラットフォーム運営事業者の動向

当社のモバイルゲーム事業は、大手プラットフォーム事業者を中心とした複数のSNSプラットフォームや「AppStore」「GooglePlay」上において、それぞれ各社のサービス規約に従いサービスを提供しており、当該プラットフォーム事業者に対して、回収代行手数料、システム利用料等の支払いを行っております。システム利用料等の料率の変更や事業戦略の転換並びに今後のプラットフォーム事業者の動向によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 技術革新について

当社の事業領域であるモバイルゲーム市場は、インターネット環境やネットワーク技術等に密接に関連しており顧客ニーズの変化や新しいサービスの導入などにあわせて、通信技術やデバイス等の技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社はそうした技術革新に対応できる体制づくりに努めており、当面の課題としてスマートフォン対応を進め、スマートフォンにおける収益の拡大を図っていく所存であります。今後において技術革新のスピードに適時に対応出来ない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### モバイルゲームに関する法的規制等について

近年の「コンプリートガチャ」（注1）問題や、一部の悪質なユーザーがRMT（リアル・マネー・トレード）（注2）によってアイテム等の譲渡を行うことでゲームの安全性・健全性が害されるという問題も発生しております。当社も消費者庁の施行した法的規制及び業界内の各種ガイドラインを順守し、迅速に対応する方針としております。しかしながら、現行の法令及び各種ガイドラインの変更が行われた場合、または変更に対応するための費用発生により、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

(注) 1. コンプリートガチャとは、ランダムに入手するアイテム等を一定数揃えることで希少なアイテムやカードを入手できるシステムを言います。

2. RMT（リアル・マネー・トレード）とは、オンラインゲーム上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を現実の通貨で売買する行為を言います。

#### モバイルゲーム事業のビジネスモデルについて

当社のモバイルゲームにおいては、アプリ内でのアイテム課金による収益が主たる収入となっており、ユーザーに継続してアイテム課金を利用してもらえよう、ユーザーの嗜好にあった課金アイテムの提供を行っています。しかし、ユーザーの課金アイテムの利用が継続して促進されない状況になった場合、想定していた課金アイテムの販売による収益が得られない可能性があります。この結果、当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

#### 制作・開発コストの増加について

当社では、新規のタイトル及び既存タイトルを含め、大量のアイテム、キャラクター（イラスト）制作が発生します。限られた期間内に一定の質・量を維持するために、社内での制作に加え、制作を社外に委託しております。また、定常化した特定の制作委託先に依存することの無いよう、複数の制作委託先への分散化に努めています。しかし、モバイルゲーム業界においては、新規参入企業の増加に伴い、制作委託先の確保が困難になる場合や、委託費用が上昇することが想定されます。この結果、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。



#### Apple Inc.及びGoogle Inc.の動向について

現状において、当社の売上高に関しネイティブアプリケーションゲームの比率が高まっていることから、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2プラットフォーム事業者への収益依存が大きくなっており、しかしながら、これらプラットフォーム事業者の事業戦略の転換や動向によっては、手数料率の変動等何らかの要因により、当社への事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります

#### 競合の動向について

当社のモバイルゲーム事業については、現時点で競合他社が多数存在しているほか、新規参入事業者も非常に多く見受けられます。また、ユーザーがモバイルゲームを利用する環境は、スマートフォン等の高機能情報端末に急速に移行しつつあり、高機能な端末を利用することで、よりユーザーを惹きつける本格的なゲームの機能や表現が実現できるため、現在の競合に加え、パソコンや専用端末におけるゲームメーカーとの競合も予想されます。

当社としましては、これまで培ってきたモバイルアプリ運営のノウハウを生かして、ユーザーのニーズに合致した独自性の強いタイトルの投入を継続していく所存ではありますが、競争環境の更なる激化等、競合の状況によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### ブラウザタイトルへの依存について

「ぼくのレストラン」「ガルシヨ」など女性ユーザーが多くライフタイムバリュー（注）が高いブラウザタイトルを運営しておりますが、現時点では、依然としてブラウザタイトルの売上高の割合が高くなっており、今後ユーザーの嗜好性の変化等により、ブラウザゲーム市場が縮小した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（注）既存ユーザーの離脱率の低さをいいます。

#### システム障害について

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しており、自然災害や事故などにより通信ネットワークが遮断された場合には、サービスを提供することが不可能な場合があります。また、アクセスの一時的な増加による負荷増大によって、当社のサーバーが停止し、サービス提供に支障が出る場合があります。

更には、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によって、当社のシステムに重大な影響が出る場合があります。当社としましては、定期的なシステムのバックアップを実施するとともに、外部のデータセンターを利用することでセキュリティ強化や安定的なシステム運用が出来るような体制の構築に努めておりますが、前述のような状況が発生した場合には、当社への損害賠償等により直接的な損害が生じる可能性のほか、当社及び当社システムへの信頼の低下により、間接的に当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 個人情報の管理

当社は、当社が運営するモバイルゲームの利用者の個人情報を取得する場合があります。当社では、セキュリティポリシーを定めるとともに、社内教育を通じて関連ルールを周知徹底し、「個人情報の保護に関する法律」の遵守に努めております。また技術的対応として、専用サーバーに保管しアクセス制限を設けるなど、システムの強化等に努め、個人情報の厳格な管理を行っております。しかしながら、このような対策にも関わらず個人情報の漏えい等の事態が発生した場合には、当社に対する信用の失墜、損害賠償の請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### サイトの健全性、安全性の維持

当社がネイティブアプリケーションのタイトル展開を行う「AppStore」「GooglePlay」においては、不特定多数の個人会員が各会員間においてコミュニケーションが取れる掲示板を当社が設置し、監視・管理を行う必要があります。当社としましては、健全なコミュニティを育成するべく、ユーザーに対して利用規約で不適切な利用の禁止を明示しております。また、常時適切なモニタリングを行い、規約違反に対しては厳重に対処していく所存であります。しかしながら、会員によるアプリケーション内の行為を完全に把握することは困難であることから、会員の不適切な利用に起因するトラブル等が生じた場合には、利用規約の内容にかかわらず当社が法的責任を問われる可能性があるほか、当社及び当社アプリケーションへの信頼の低下により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## (2) 事業運営・組織体制に関するリスク

### 特定人物への依存

当社創業者であり、現在モバイルゲーム事業を統括する、安徳孝平、公文善之の両名は当社の事業推進に極めて重要な役割を果たしております。当社としましては、両氏に過度に依存しない事業体制の構築を目指し、人材の育成及び強化に注力しておりますが、何らかの理由により両氏が業務執行できない事態となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### 社歴が浅いことについて

当社は2009年2月に設立された社歴の浅い会社であります。現在まで、収益及び利益について成長を継続しておりますが、モバイルゲーム業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社における経営計画の策定には不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。また、そのような中で過年度の財政状態及び経営成績からでは今後の業績を予測するには不十分な面があります。

### 人材の採用と育成について

当社が、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が重要な課題となります。現在も採用による人材の獲得に加え、入社後の社内における研修、各種勉強会の開催、福利厚生の充実など、社員の育成及び人材の流出に対応した各種施策を推進しております。しかし、新規の採用や社内における人材の育成が計画通りに進まず、適正な人員配置が困難になった場合は、増強を要する部門に業務委託契約による委託先や派遣社員を投入することが必要な場合も想定されます。これにより、一時的な業務委託費等の発生、必要な能力を有した人材の適所への配置の困難、社内に知見等のノウハウが蓄積されないことなどが当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### 知的財産権の管理

当社は、自社で提供しているサービスに関して、第三者が保有する知的財産権を利用する場合には、当該第三者の使用許諾を得ており、今後も第三者が保有する知的財産権を利用する場合は、同様に使用許諾を得る方針であります。また、当社役員・従業員による知的財産権の持ち出しがリスクとして考えられますが、社内の管理体制を強化し、社員教育の強化を図っております。現時点で、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟を提起または通知されている事実はなく、一切他者の知的財産権を侵害していないという認識ではありますが、万一、当社の認識外で、第三者の知的財産を侵害した場合には、損害賠償請求や使用差止請求を受け、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。現在付与されている、または今後付与するストック・オプションの行使が行われた場合、発行済株式数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。2018年12月末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は569,160株であり、発行済株式総数9,001,600株の6.3%に相当しております。

### 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元について経営の最重要課題の一つとして位置づけており、剰余金の配当については総配分性向を重視しつつ、より高い水準に引き上げることを目指しております。

当社は、今後も事業展開に備えた内部留保の充実に努め、成長を継続させることで企業価値を高めてまいります。あわせて、当社株式を保有する株主の皆様に対する利益還元として、総配分性向20%を目途とした業績に応じた株主配当を継続的に実施させていただく予定といたしました。しかしながら、配当政策が業績に連動しているため、業績が悪化した場合、これにともなって配当が減少する可能性があります。

### 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況

当社は、前事業年度において重要な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

当事業年度において、依然営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが生じております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を推進するため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 業績等の概要

##### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、企業収益の回復や個人消費の持ち直しの動きがみられ、緩やかな景気回復基調が継続しております。

当社の主な事業領域である、モバイルゲーム事業を取り巻く環境につきましては、世界市場についてはアジアを中心にさらに成長し、グローバル化によるマネタイズ機会が拡大していく見通しであります。国内市場については、一定の成熟傾向は見られるものの、その市場規模は今後も拡大する見通しであります。

このような事業環境の中、当社では当事業年度においては、『檸檬46』初となる公式ゲームアプリ「檸檬のキセキ」は、累計350万ダウンロードを突破し、1周年を迎えた現時点でも、AppStoreでは「4.8」GooglePlayでは「4.5」とユーザーの皆様から高い評価をいただいております。今後も多くの皆様に楽しんでいただけるよう、リアルインセンティブの強化、コンテンツの拡充、コラボ企画等の施策を実施し、収益基盤の安定化に努めてまいります。サービス開始から8年目に突入したブラウザタイトル「ぼくのレストラン2」「ガルシヨ」は、新機能の追加や継続的なコラボの実施、コストコントロールにより収益水準を維持しております。よりきめ細やかな対応を図り、安定した収益水準の維持に努めてまいります。

なお、当事業年度においては、2019年のリリースに向け、自社のノウハウを生かしたオリジナルタイトル『De:Lithe ~忘却の真王と盟約の天使~』と、他社IPを生かしたタイトルの2本を鋭意開発中であり、その開発コストが計上されております。

非ゲーム事業において、ファッションレンタルサービス「EDIST.CLOSET」を運営しておりましたが、2018年12月に経営資源の選択と集中の観点から、株式会社アドベンチャーに事業譲渡いたしました。これにより、経営資源をより得意分野であるゲーム事業に集約することで、経営効率化による業績の改善と更なる企業価値向上を図ってまいります。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は5,449百万円（前事業年度比24.3%の増加）、営業損失は716百万円、経常損失は712百万円、当期純損失は719百万円となっております。

(注) ネイティブアプリケーションとは、特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェアのことをいいます。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比べ、559百万円増加し、1,029百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により使用した資金は、381百万円となりました。これは主に、税引前当期純損失716百万円、売上債権の増減額330百万円があったことによるものであります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は、11百万円となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出9百万円、敷金及び保証金の差入による支出2百万円があったことによるものであります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により獲得した資金は、953百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,259百万円、短期借入金の増減額308百万円によるものであります。

## 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産

当事業年度末の資産につきましては、前事業年度末に比べて191百万円増加し、1,874百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加(前事業年度末比559百万円の増加)があった一方で、売掛金の減少(前事業年度末比330百万円の減少)によるものであります。

#### 負債

当事業年度末の負債につきましては、前事業年度末に比べて371百万円減少し、567百万円となりました。これは主に、買掛金の減少(前事業年度末比85百万円の減少)、短期借入金の減少(前事業年度末比308百万円の減少)によるものであります。

#### 純資産

当事業年度末の純資産につきましては、前事業年度末に比べて563百万円増加し、1,306百万円となりました。これは主に、当期純損失を719百万円計上したものの、第三者割当による行使価額修正条項付第10回新株予約権の権利行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ632百万円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

当事業年度の業績は、売上高5,449百万円(前事業年度比24.3%の増加)となりました。売上原価は5,271百万円(前事業年度比26.1%の増加)、販売費及び一般管理費は894百万円(前事業年度比20.0%の減少)となり、この結果、営業損失は716百万円(前事業年度は営業損失914百万円)、経常損失は712百万円(前事業年度は911百万円の経常損失)、当期純損失は719百万円(前事業年度は982百万円の当期純損失)となりました。

#### 売上高

ゲーム事業において、『櫻坂46』初となる公式ゲームアプリ「櫻のキセキ」「ぼくのレストラン」「ガルシヨ」の既存タイトルに関しては、ゲーム内の施策の強化及び新機能の追加を行い堅調に推移いたしました。この結果、売上高は5,449百万円となりました。

#### 売上原価、売上総利益

売上原価は5,271百万円となりました。これは主に新規採用に伴う労務費956百万円、モバイルアプリの制作に伴う外注費779百万円及びプラットフォーム事業者等への支払手数料2,755百万円となり、この結果、売上総利益は177百万円となりました。

#### 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は894百万円となりました。これは主に、給料手当及び賞与111百万円、支払手数料99百万円、広告宣伝費238百万円となり、この結果、営業損失は716百万円となりました。

営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は9百万円、営業外費用は6百万円となりました。営業外収益は主に還付消費税等8百万円、営業外費用は主に株式交付費4百万円となり、この結果、経常損失は712百万円となりました。

特別利益、特別損失及び当期純利益

特別利益は5百万円、特別損失は9百万円となりました。特別利益はソフトウェアの譲渡に係る固定資産売却益、特別損失は当社の有形無形固定資産についての減損損失となり、この結果、税引前当期純損失は716百万円となり、法人税、住民税及び事業税の計上により、当期純損失は719百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社では、創業以来モバイルゲームの企画、開発及び運営を一貫して行うことに重点をおき、質の高いサービスをユーザーに提供することで収益基盤を拡大してまいりました。

また、当社の主要な事業領域である、国内モバイルゲーム事業については、ブラウザゲーム市場については成長率の鈍化がみられるものの、ネイティブゲーム市場の成長が補い、今後も拡大していく見通しであります。

今後も継続して質の高いサービスの提供を行っていくとともに、ゲーム事業のノウハウが活用できる、ゲーム周辺領域やアプリ事業を展開することで、新規事業を含めた事業ポートフォリオの最適化に努めていく所存であります。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社は、「2 事業等のリスク(2) 事業運営・組織体制に関するリスク 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、収益性が高いタイトルに対して優先的に開発・運営人員を配置することによる、売上の維持拡大、プロダクトポートフォリオの見直し及び品質管理による収益力の強化、資金調達や資金繰りの安定化、経費の削減に努めてまいります。なお、2019年1月7日付で発行した第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権が2019年3月27日までに8,208個行使された結果、348,622千円の資金調達をしており、財務基盤の安定化が図られております。これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
GREE株式会社	GREE Platform参加契約書	GREE Platformへの参加に関する契約	2010年6月22日から 2011年6月21日まで (注1)
GREE株式会社	業務提携契約書	アプリ提供に関して収益拡大を目的としたGREE株式会社との業務提携契約	2013年4月23日から 2014年4月22日まで (注2)

- (注) 1. 期間満了の1ヶ月前までに当社または相手方のいずれからも延長拒絶の申し出がない限り、1年毎に自動更新。  
2. 期間満了の3ヶ月前までに当社または相手方のいずれからも延長拒絶の申し出がない限り、1年毎に自動更新。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度におきましては、開発環境の整備に対処するために、9百万円の設備投資をいたしました。設備投資の主な内容は、社員貸与を目的としたPC等の購入であります。

なお、前事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

#### 2【主要な設備の状況】

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	商標権 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	-	-	-	-	-	-	134(41)

(注) 1. 本社の建物を賃借しており、賃借料として221,995千円計上しております。

2. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、期中の平均人員を( )内に外数で記載しております。

3. 当社には現在休止中の設備はありません。

4. 当社の事業セグメントは、単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(注) 2019年3月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より12,000,000株増加し、24,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年3月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,001,600	9,526,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	9,001,600	9,526,200	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2019年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加524,600株は、新株予約権の行使による増加であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第3回新株予約権

決議年月日	2010年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 8名 当社関係会社従業員 1名
新株予約権の数(個)	7,166
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286,640(注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25(注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 2012年5月18日 至 2020年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25 資本組入額 13 (注)2, 5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の発行日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円単位未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行済株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社等の従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した従業員等については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が社外協力者として認定された地位に該当しなくなった場合においては、当社取締役会において特に認めた場合には、当社取締役会の決定に従い新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当された権利の一部または全部を行使することができる。(ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。)

- ( ) 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
- ( ) 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
- ( ) 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日までの期間においては、割当された権利の数に4分の4を乗じた数

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分は認めない。
5. 当社は、2012年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また2013年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。



第5回新株予約権

決議年月日	2011年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 54名
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,120(注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124(注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 2013年9月28日 至 2021年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 124 資本組入額 62 (注)2, 5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 新株予約権の発行日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合比率

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円単位未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行済株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した取締役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた権利の一部または全部を行使することができる。(ただし、計算の結果生じる1個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。)

- ( ) 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
- ( ) 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
- ( ) 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の4を乗じた数

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
5. 当社は、2012年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また2013年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

#### 第6回新株予約権

決議年月日	2014年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 28名 当社関係会社従業員 1名
新株予約権の数(個)	1,540
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	154,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,615(注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年4月1日 至 2023年1月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,615 資本組入額 808 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 新株予約権の発行日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合比率}$$

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円単位未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行済株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行済株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2015年12月期から2021年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる本新株予約権の数を上限として6ヶ月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者が当社との間に締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。

## 第8回新株予約権

決議年月日	2017年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 3名
新株予約権の数(個)	1,254
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 2017年4月13日 至 2027年4月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の発行日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

発行日後、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。
3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づいて本新株予約権の割当日以降に提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。)、又は四半期報告書に記載された連結四半期損益計算書(四半期報告書における四半期損益計算書についても同様。)において、営業利益を計上した場合に、営業利益を最初に計上した期の有価証券報告書、又は四半期の四半期報告書の提出日の翌月1日から2027年4月12日までに、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

上記 及び に加えて、新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ア．2017年4月13日から2018年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の25%を上限として行使することができる。
- イ．2018年4月13日から2019年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の50%を上限として行使することができる（前記アにおいて行使することが可能となっている25%を含む。）。
- ウ．2019年4月13日から2020年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の75%を上限として行使することができる（前記イにおいて行使することが可能となっている50%を含む。）。
- エ．2020年4月13日から2027年4月12日までは、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5．譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第9回新株予約権（2017年4月13日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,800	1,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000(注)1	180,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502(注)2.3	502(注)2.3
新株予約権の行使期間	自 2017年4月28日 至 2027年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1 株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額(但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合  
 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合  
 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合  
 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 本新株予約権者は、上記に掲げる行使期間において、上記に掲げる事由が生じた場合を除き、2018年4月28日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。  
 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第11回新株予約権（2018年4月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	900	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)1	90,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,077(注)2.3	1,077(注)2.3
新株予約権の行使期間	自 2018年5月14日 至 2028年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の一個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記3.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

本新株予約権者は、上記に掲げる行使期間において、上記に掲げる事由が生じた場合を除き、2019年5月14日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されました。

第10回新株予約権（行使価額修正条項付）

	第4四半期会計期間 (2018年10月1日から 2018年12月31日まで)	当事業年度 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	12,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	1,200,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	1,042
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	1,250,589
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	12,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,200,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,042
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	1,250,589

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2014年4月30日 (注)1	9,000	6,927,720	558	865,496	558	864,496
2014年5月31日 (注)2	2,920	6,930,640	36	865,533	36	864,533
2014年6月30日 (注)3	2,000	6,932,640	25	865,558	25	864,558
2014年10月31日 (注)4	2,000	6,934,640	124	865,682	124	864,682
2014年11月30日 (注)5	200	6,934,840	12	865,694	12	864,694
2014年12月31日 (注)6	4,520	6,939,360	155	865,850	155	864,850
2015年4月30日 (注)7	760	6,940,120	47	865,897	47	864,897
2015年5月31日 (注)8	1,000	6,941,120	12	865,909	12	864,909
2015年6月30日 (注)9	680	6,941,800	42	865,951	42	864,951
2015年7月31日 (注)10	800	6,942,600	49	866,001	49	865,001
2015年8月31日 (注)11	80	6,942,680	4	866,006	4	865,006
2015年9月30日 (注)12	50,000	6,992,680	23,136	889,142	23,136	888,142
2015年10月31日 (注)13	95,200	7,087,880	37,852	926,995	37,852	925,995
2015年11月30日 (注)14	70,000	7,157,880	25,167	952,163	25,167	951,163
2015年12月31日 (注)15	30,000	7,187,880	10,734	962,897	10,734	961,897
2016年1月31日 (注)16	1,920	7,189,800	99	962,996	99	961,996
2016年2月29日 (注)17	200	7,190,000	12	963,008	12	962,008
2016年3月31日 (注)18	800	7,190,800	49	963,058	49	962,058
2016年5月31日 (注)19	610,000	7,800,800	206,187	1,169,245	206,187	1,168,245
2017年7月31日 (注)20	800	7,801,600	49	1,169,295	49	1,168,295
2018年1月31日 (注)21	780,000	8,581,600	430,716	1,600,011	430,716	1,599,011
2018年2月28日 (注)22	420,000	9,001,600	201,358	1,801,370	201,358	1,800,370

- (注) 1. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
2. 新株予約権(第3回)の行使によるものであります。  
3. 新株予約権(第3回)の行使によるものであります。  
4. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
5. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
6. 新株予約権(第3回、第5回)の行使によるものであります。  
7. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
8. 新株予約権(第3回)の行使によるものであります。  
9. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
10. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
11. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
12. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。  
13. 新株予約権(第3回、第5回、第7回)の行使によるものであります。  
14. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。  
15. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。  
16. 新株予約権(第3回、第5回)によるものであります。  
17. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
18. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
19. 新株予約権(第7回)の行使によるものであります。  
20. 新株予約権(第5回)の行使によるものであります。  
21. 新株予約権(第10回)の行使によるものであります。  
22. 新株予約権(第10回)の行使によるものであります。  
23. 2017年12月26日付「第三者割当てにより行使価額修正条項付き第10回新株予約権の発行及びコミットメント契約に関するお知らせ」にて開示しました第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金の用途につきまして、2018年12月14日付「行使価額修正条項付き第10回新株予約権の資金用途変更に関するお知らせ」にて開示しましたとおり重要な変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、新株予約権の調達資金を「(2) 変更の内容 <変更前>」に記載のとおり、 から 資金用途として充当することを予定しておりました。

このうち、既存ネイティブアプリケーションである「櫻のキセキ」に係るマーケティング活動については、榎坂46初の公式ゲームアプリとして、認知度の高さなどIPタイトルの優位性により当初想定していた規模より少ないマーケティング活動費用で2017年10月のリリースから11ヶ月で累計350万ダウンロードを突破するなど、本新株予約権の発行決議時点で見込んだよりも少ないマーケティング活動で、十分な周知効果を得ることができました。このことから、既存ネイティブアプリケーションゲームである「櫻のキセキ」に係るマーケティング活動費用について充当額を減額することといたしました。

また、新規ネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用についても、2タイトルのうち1本を知名度の高い他社のIPを題材として開発していることから、と同様、IPタイトルの認知度の高さによる優位性のより、少ないマーケティング活動費用で十分な広告宣伝が期待されます。したがって、新規2タイトルのリリース前後から2020年6月までに行われるマーケティング活動に係る費用は限定的となる見込みであることから、同様に本新株予約権の調達資金からの充当額を減額すること及び支出予定時期を変更することといたしました。なお、かかるマーケティング活動費用については、本新株予約権により調達した資金を効率的かつ効果的に充当する方針でございますが、追加の費用が必要となった場合には、将来のキャッシュ・フローなどによる手元資金から充当する予定です。

一方、2018年12月期以降のリリースを見据えて開発を進めてきたネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る本新株予約権の発行及び行使による調達資金に加え、手元資金からも充当することを予定しておりましたが、当社のゲーム事業への投資に手元資金を充てる必要があったことも影響し、手元資金から 新規ゲーム2タイトルの開発費用に充当できる金額が本新株予約権の発行決議時点よりも限定的となりました。

新ゲーム2タイトルは、競合タイトル群との明確な差別化を図り、競争力を高めるため、ゲームに画期的な要素を入れるとともに、高品質なキャラクターアートやストーリー・世界観を作ることが重要になっております。このように手元資金から充当できる金額が限定となるなかでも、2019年12月期中のリリースに向け、新規ゲーム2タイトルの開発費用に優先的に十分な資金を充て、競争力を確保することが当社の収益確保と持続的成長の観点から重要と判断し、既存ゲームである「櫛のキセキ」及び新規ゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用への充当額から減額した資金700,000,000円から、本新株予約権の行使価額の修正による当初差引手取概算額からの減少分である375,410,000円を控除した324,590,000円を、2019年12月期リリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用に追加充当することといたしました。

以上のとおり、本新株予約権の発行により調達した資金を新規ゲーム2タイトルの開発費用に優先的に充当することにより、当社の収益確保と持続的成長を図るため、資金用途を「(2)変更の内容 <変更後>」のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の用途の変更内容は、以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

<変更前>

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
既存ネイティブアプリケーションゲーム「櫛のキセキ」のマーケティング活動費用	<u>400,000,000</u>	2018年1月～ 2019年6月
2018年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用	<u>200,000,000</u>	2018年2月～ 2019年12月
2018年12月期以降にリリース予定の上記のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用	<u>800,000,000</u>	2018年2月～ 2019年12月
金融機関からの短期借入金の返済資金	229,560,000	2018年1月～ 2018年8月
合計	<u>1,629,560,000</u>	-

<変更後>

具体的な用途	金額(円)	うち充当済み金額(円)	支出予定時期
既存ネイティブアプリケーションゲーム「櫛のキセキ」のマーケティング活動費用	<u>200,000,000</u>	141,229,329	2018年1月～ 2019年6月
2019年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用	<u>524,590,000</u>	200,000,000	2018年2月～ 2019年12月
2019年12月期以降にリリース予定の上記のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係るマーケティング活動費用	<u>300,000,000</u>	0	2019年1月～ 2020年6月
金融機関からの短期借入金の返済資金	229,560,000	229,560,000	充当済み
合計	<u>1,254,150,000</u>	570,789,329	-

24. 2019年1月1日から2019年3月27日までの間に、新株予約権(第12回)の行使により、発行済株式総数が820,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ176,691千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	15	24	49	30	33	8,699	8,850	-
所有株式数(単元)	-	4,755	2,117	685	3,317	165	78,946	89,985	3,100
所有株式数の割合(%)	-	5.28	2.35	0.76	3.69	0.18	87.73	100	-

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
安徳孝平	東京都港区	827,560	9.19
公文善之	東京都目黒区	827,560	9.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	359,000	3.98
高島誠司	山梨県南都留郡忍野村	100,000	1.11
日本マスタートラスト証券銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	93,800	1.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 1 33 FLEET STREET LOND ON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	60,917	0.67
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TRE VES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG	53,260	0.59
奥村陽一郎	京都府京都市北区	49,500	0.54
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	49,200	0.54
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	46,040	0.51
計	-	2,466,837	27.36

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式の内訳は、信託口5が131,000株、信託口2が82,500株、信託口が51,500株、信託口1が48,500株、信託口6が45,500株であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,998,500	89,985	-
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	9,001,600	-	-
総株主の議決権	-	89,985	-

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社は、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図りつつ、株主に対する利益還元も経営の最重要課題であると考えております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、総配分性向20%を目途とした業績に応じた株主配当を継続的に実施させていただき予定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)	3,175	2,116	848	3,475	1,334
最低(円)	1,221	512	386	502	436

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	881	810	810	727	591	575
最低(円)	757	680	716	508	510	436

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性8名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	安徳 孝平	1971年12月6日生	1996年4月 (株)イエルネット取締役就任 1999年6月 ピー・アイ・エム(株)取締役就任 2000年8月 ヤフー(株)入社 2009年5月 当社代表取締役就任 2011年6月 当社取締役就任 2011年9月 当社執行役員就任 2012年2月 当社プロダクト本部長就任 2014年3月 当社代表取締役就任(現任)	(注) 1	827,560
取締役 執行役員	プロダクト 本部長	公文 善之	1974年12月26日生	1999年6月 ピー・アイ・エム(株)取締役就任 2000年8月 ヤフー(株)入社 2009年5月 当社代表取締役就任 2011年6月 当社取締役就任(現任) 2011年9月 当社執行役員就任(現任) 2012年2月 当社プロダクト本部副本部長就任 2014年3月 当社プロダクト本部長就任(現任)	(注) 1	827,560
取締役 執行役員	管理本部長	高木 和成	1968年11月13日生	1996年4月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社 1997年7月 (株)ソフマップ入社 総合企画室長 2003年5月 (株)マリンコンサルティング入社 部長 2005年12月 (株)エイドステーション入社 部長 2011年6月 当社入社 2014年3月 当社執行役員管理本部長就任(現任) 2015年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	1,480
取締役	-	公文 俊平 (注) 4	1935年1月20日生	1970年1月 カナダ カールトン大学客員准教授 1971年9月 経済企画庁客員研究官 1978年1月 東京大学教養学部教授 1988年12月 米国ワシントン大学客員・研究教授 1990年9月 国際大学教授 1993年10月 国際大学グローバル・コミュニケーション センター所長 1996年3月 (公財)ハイパーネットワーク社会研究所 理事長 2004年4月 多摩大学情報社会学研究所長(現任) 2013年6月 (公財)ハイパーネットワーク社会研究所 評議員会会長 2014年3月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 多摩大学情報社会学研究所長	(注) 1	300
取締役 執行役員	技術本部長	川平 一人	1974年11月9日生	1996年4月 (株)ゲームアーツ入社 2006年12月 (株)トイロジック入社 執行役員 2015年5月 当社入社 PMO室長 2016年7月 当社執行役員 CTO就任(現任) 2017年1月 当社技術本部長就任(現任) 2018年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	-



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	志村 直幸 (注) 5	1964年 2月 1 日生	1992年10月 明和監査法人(現仰星監査法人)入所 1999年 8月 公認会計士志村直幸事務所所長(現任) 2005年 3月 志村直幸税理士事務所所長 2011年 6月 当社監査役就任(現任) 2011年10月 (株)ゲオホールディングス社外取締役就任 2014年 8月 ファロス税理士法人社員就任(現任)	(注) 2	-
監査役	-	吉羽 真一郎 (注) 5	1973年11月 4 日生	2009年 1月 森・濱田松本法律事務所パートナー 2009年 4月 青山学院大学法科大学院客員教授 2011年10月 当社監査役就任(現任) 2015年 1月 潮見坂総合法律事務所パートナー(現任) 2015年11月 ウォンテッドリー(株) 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年 5月 (株)スタジオアタオ 社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 2	-
監査役	-	安川 新一郎 (注) 5	1968年 1月 3 日生	1991年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ジャ パン入社 1995年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー シ カゴ事務所 1999年 4月 ソフトバンク(株)入社 社長室長 2006年 4月 日本テレコム(株)入社 執行役員 インターネット・データ事業本部長 2008年10月 ソフトバンクモバイル(株)入社 執行役員法人事業推進本部本部長 2013年 4月 エス・エム・エス(株)入社 事業開発品部長 2016年 1月 グレートジャーニー合同会社 代表社員(現任) 2017年 3月 当社監査役就任(現任)	(注) 3	-
計						1,656,900

- (注) 1 . 取締役の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 2 . 監査役 志村直幸、吉羽真一郎の任期は、2015年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 . 監査役 安川新一郎の任期は、2016年12月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 . 取締役 公文俊平は、社外取締役であります。
- 5 . 監査役 志村直幸、吉羽真一郎、安川新一郎は、社外監査役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

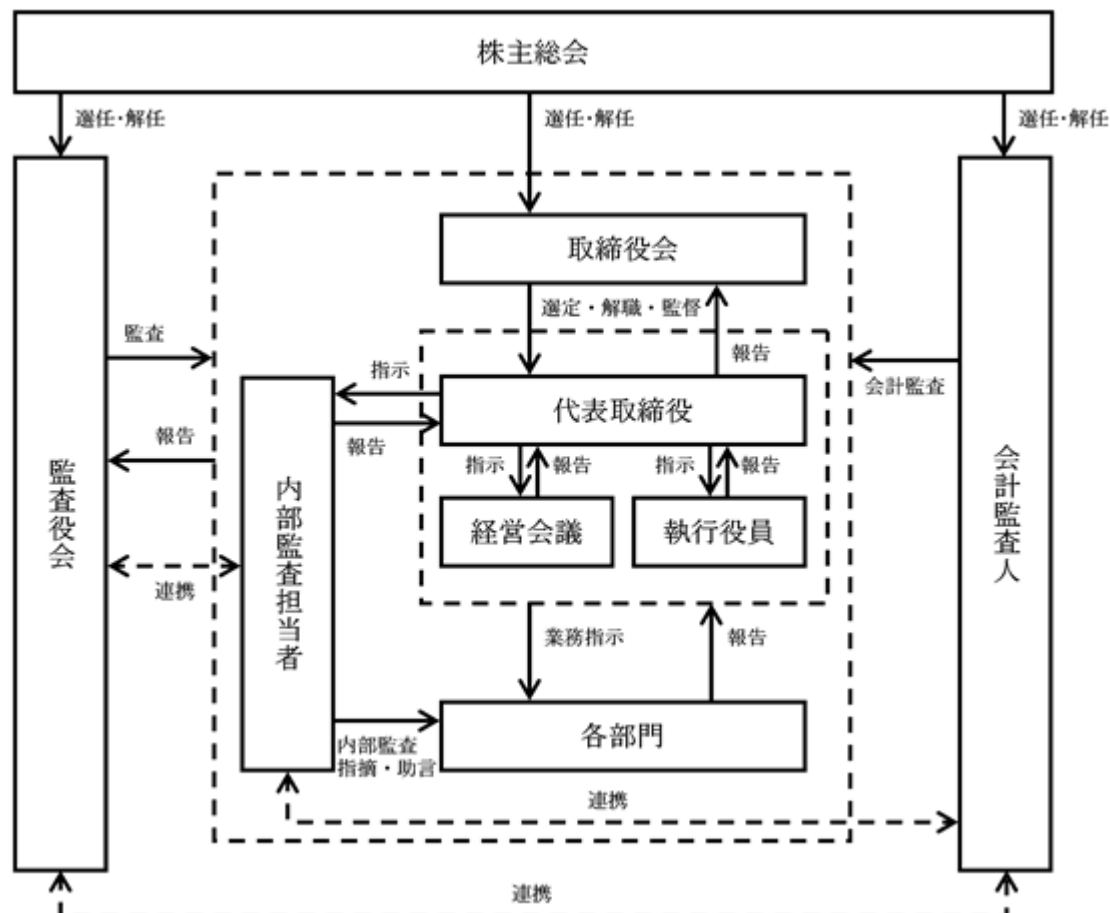
### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める経営監視システムを強化し、機能させることが極めて重要だと認識し、ステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社の機関及び内部統制の概要



#### a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）により構成されており、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、執行役員の業務執行状況について監督も行うことでコーポレート・ガバナンスへの充実を図っております。

#### b. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、毎月1回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）により構成されており、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・執行役員・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めています。

なお、監査役志村直幸は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### c. 執行役員及び経営会議

当社は、経営と業務執行機能を明確にする執行役員制度を導入し、事業の意思決定の迅速化を目的に経営会議を毎週開催し、代表取締役・取締役・執行役員が出席して業務上の重要事項について審議・決定すると共に全社的な調整や対策ができる仕組みとなっております。

#### 内部統制システムの整備の状況

当社におきましては、財務報告に係る「内部統制基本方針」を定め、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査担当者1名が内部監査業務を実施しております。年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

また、監査役は定期的に内部監査担当者と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで、連携を図っております。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理本部長のもと、経営会議メンバーを中心として、経理財務担当、総務担当、人事部長、技術部長(社内情報システム管理業務を担当)、内部監査担当との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、管理本部長並びに常勤監査役への相談及び不正行為を通報する仕組みであるホットラインを設置しています。

これにより、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、法令遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、管理本部長を責任者としております。当社の業務に従事するもの一人ひとりが職務を遂行するにあたり準拠すべき「行動規範」を徹底し、コンプライアンスに関する取り組みを行ってまいります。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役公文俊平は、多摩大学情報社会学研究所長を兼務しております。当社と多摩大学との間に特別な関係はありません。なお、同氏は、当社取締役である公文善之と三親等以内の親族関係にあります。

社外監査役志村直幸は、公認会計士志村直幸事務所の所長及びファロス税理士法人の社員を兼務しております。当社と公認会計士志村直幸事務所、ファロス税理士法人との間に特別な関係はありません。

社外監査役吉羽真一郎は、潮見坂総合法律事務所のパートナー及びウォンテッドリー株式会社の社外取締役及び株式会社スタジオアタオの社外取締役を兼務しております。当社と潮見坂総合法律事務所、ウォンテッドリー株式会社、株式会社スタジオアタオとの間に特別な関係はありません。

社外監査役安川新一郎は、グレートジャーニー合同会社の社員を兼務しております。当社とグレートジャーニー合同会社との間に特別な関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとするを選任基準のひとつと考えております。社外取締役1名及び社外監査役3名は、当社のコーポレート・ガバナンスにおける、経営の健全性・透明性向上を果たす機能及び役割を担っております。なお、内部監査及び会計監査人との相互連携につきましては前記の通り、情報を共有し、連携体制をとっております。

役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	96,024 (6,000)	96,024 (6,000)	-	-	-	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,000 (13,000)	13,000 (13,000)	-	-	-	4 (4)
合計	109,024 (19,000)	109,024 (19,000)	-	-	-	9 (5)

b. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

2011年6月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億5千万円、監査役の報酬限度額は年額5千万円と決議されており、かかる報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 90千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

社外取締役及び社外監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額を限度としております。

会計監査の状況

当社は、東邦監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員は継続監査年数が7年以内であります。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 神戸 宏明  
公認会計士 藤寄 研多

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

取締役の定数

当社の取締役の定数は3名以上9名以内とする旨、定款で定めております。

**取締役の選任の決議要件**

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

**剰余金の配当の決定機関**

当社は、機動的な利益還元を可能とする資本政策を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

**株主総会の特別決議要件**

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

**自己の株式の取得**

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

**責任免除の内容の概要**

当社は、定款において、会社法第426条第1項の規定により、役員（役員であった者を含む）が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限ります。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたりその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

**（2）【監査報酬の内容等】**

**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
24,000	-	16,200	-

**【その他重要な報酬の内容】**

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

該当事項はありません。

**【監査報酬の決定方針】**

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、東邦監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前事業年度 新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）

当事業年度 東邦監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

#### (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

東邦監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）

#### (2) 異動の年月日

2018年3月28日

#### (3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2017年3月29日

#### (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

#### (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）は、2018年3月28日開催の第9期定時株主総会終結時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人として東邦監査法人を選任するものであります。

#### (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

### 3. 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準 2.1%

売上高基準 0.0%

利益基準 0.3%

利益剰余金基準 1.1%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人、株式会社プロネクサス等が主催する各種セミナー等に参加しているほか、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,469,690	1,029,319
売掛金	793,619	463,137
商品	13,188	-
前払費用	120,158	121,188
その他	17,583	4,654
流動資産合計	1,414,239	1,618,299
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	90	90
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	10,000	10,000
敷金及び保証金	239,229	241,757
長期前払費用	18,666	3,901
投資その他の資産合計	267,986	255,748
固定資産合計	267,986	255,748
資産合計	1,682,226	1,874,048
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	290,723	205,476
短期借入金	308,200	-
リース債務	893	893
未払金	113,553	95,536
未払費用	38,879	38,272
未払法人税等	9,887	20,666
前受金	100,312	91,477
預り金	14,577	13,257
その他	9,956	50,464
流動負債合計	886,981	516,046
固定負債		
リース債務	2,457	1,564
資産除去債務	49,574	50,035
固定負債合計	52,032	51,599
負債合計	939,014	567,645
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,169,295	1,801,370
資本剰余金		
資本準備金	1,168,295	1,800,370
資本剰余金合計	1,168,295	1,800,370
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,635,680	2,354,780
利益剰余金合計	1,635,680	2,354,780
株主資本合計	701,910	1,246,960
新株予約権	41,301	59,442
純資産合計	743,211	1,306,402
負債純資産合計	1,682,226	1,874,048

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	4,382,139	5,449,018
売上原価	4,178,617	3 5,271,060
売上総利益	203,522	177,957
販売費及び一般管理費	2 1,118,317	2 894,298
営業損失( )	914,795	716,340
営業外収益		
受取利息	1,807	11
貸倒引当金戻入額	1 16,910	-
未払配当金除斥益	1,490	-
還付消費税等	-	8,906
その他	712	910
営業外収益合計	20,920	9,828
営業外費用		
支払利息	4,444	835
為替差損	355	336
支払手数料	12,000	-
株式交付費	358	4,867
その他	101	120
営業外費用合計	17,259	6,160
経常損失( )	911,133	712,671
特別利益		
事業譲渡益	95,000	-
固定資産売却益	-	4 5,000
特別利益合計	95,000	5,000
特別損失		
減損損失	5 170,118	5 9,136
その他	5,000	-
特別損失合計	175,118	9,136
税引前当期純損失( )	991,251	716,808
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,291
法人税等調整額	10,690	-
法人税等合計	8,400	2,291
当期純損失( )	982,851	719,099



【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	941,041	22.9	956,686	18.7
経費		3,177,292	77.1	4,169,764	81.3
当期製品製造原価		4,118,333	100.0	5,126,450	100.0
期首商品たな卸高		-		13,188	
当期商品仕入高		73,472		131,421	
合計		73,472		144,609	
期末商品たな卸高		13,188		-	
当期売上原価		4,178,617		5,271,060	

1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
支払手数料(千円) 2	1,755,875	2,755,577
外注費(千円)	806,310	779,070

2. プラットフォーム事業者等への支払手数料になります。

3. 原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,169,245	1,168,245	1,168,245	652,828	652,828	1,684,662	1,117	1,685,780
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	49	49	49			99		99
当期純損失（ ）				982,851	982,851	982,851		982,851
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							40,183	40,183
当期変動額合計	49	49	49	982,851	982,851	982,752	40,183	942,568
当期末残高	1,169,295	1,168,295	1,168,295	1,635,680	1,635,680	701,910	41,301	743,211

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,169,295	1,168,295	1,168,295	1,635,680	1,635,680	701,910	41,301	743,211
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	632,074	632,074	632,074			1,264,149		1,264,149
当期純損失（ ）				719,099	719,099	719,099		719,099
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							18,140	18,140
当期変動額合計	632,074	632,074	632,074	719,099	719,099	545,049	18,140	563,190
当期末残高	1,801,370	1,800,370	1,800,370	2,354,780	2,354,780	1,246,960	59,442	1,306,402

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失 ( )	991,251	716,808
減価償却費	24,211	-
事業譲渡損益 ( は益)	95,000	-
減損損失	170,118	9,136
無形固定資産売却損益 ( は益)	-	5,000
受取利息及び受取配当金	1,807	11
支払利息	4,444	835
為替差損益 ( は益)	355	336
売上債権の増減額 ( は増加)	235,256	330,481
たな卸資産の増減額 ( は増加)	13,188	13,188
その他の資産の増減額 ( は増加)	88,807	10,608
仕入債務の増減額 ( は減少)	221,117	85,246
株式報酬費用	38,861	15,940
株式交付費	358	4,867
支払手数料	12,000	-
貸倒引当金の増減額 ( は減少)	16,910	-
未払金の増減額 ( は減少)	5,374	18,016
未払消費税等の増減額 ( は減少)	21,242	55,551
その他の負債の増減額 ( は減少)	106,341	5,047
小計	880,997	379,087
利息及び配当金の受取額	1,827	-
利息の支払額	3,934	324
法人税等の支払額	2,292	2,291
法人税等の還付額	-	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	885,397	381,701
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	100,000	-
有形固定資産の取得による支出	17,470	4,971
無形固定資産の取得による支出	8,602	4,165
関係会社貸付金の回収による収入	28,910	-
敷金及び保証金の差入による支出	2,000	2,528
敷金及び保証金の回収による収入	105,104	-
事業譲渡による収入	237,647	-
資産除去債務の履行による支出	27,543	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	416,046	11,664
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	15	-
短期借入金の増減額 ( は減少)	158,680	308,200
新株予約権の発行による収入	1,261	2,250
新株予約権の行使による株式の発行による収入	99	1,259,281
財務活動によるキャッシュ・フロー	160,024	953,331
現金及び現金同等物に係る換算差額	355	336
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少)	308,970	559,628
現金及び現金同等物の期首残高	778,660	469,690
現金及び現金同等物の期末残高	1,469,690	1,029,319

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の会計方針

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

商品 レンタル用商品については、レンタル期間(3~6か月)で定額償却をしております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2~5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価格を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」  
(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2020年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

1 当座貸越

当社は、資金調達の安定性の確保を目的として、取引金融機関1社との間に当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入の実行状況は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座借越極度額	200,000千円	- 千円
借入実行残高	200,000	-
差引額	-	-

2 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
減価償却累計額	106,606千円	106,606千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
関係会社からの貸倒引当金戻入額	16,910千円	- 千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52%、当事業年度73%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
役員報酬	84,324千円	109,024千円
給料手当及び賞与	100,981	111,105
広告宣伝費	541,481	238,318
支払手数料	62,630	99,232
外注費	55,009	105,738

3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	- 千円	86,283千円

4 固定資産売却益の内容はソフトウェアの譲渡に係るものであります。

5 減損損失

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社 (東京都港区)	事業所用設備	建物	99,130千円
		工具、器具及び備品	36,575千円
		商標権	400千円
		ソフトウェア	34,011千円

当社は、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、経営資源を集中する観点から開発を進めてまいりました女性向けタイトルを凍結いたしました。「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（170,118千円）として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローの発生が見込まれないためゼロとして算定しております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社 (東京都港区)	事業所用設備	工具、器具及び備品	4,971千円
		ソフトウェア	4,165千円

当社は、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、経営資源を集中する観点から開発を進めてまいりました女性向けタイトルを凍結いたしました。「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生することが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9,136千円）として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローの発生が見込まれないためゼロとして算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	7,800,800	800	-	7,801,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加800株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	-	180,000	-	180,000	1,620
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	39,681
合計		-	-	180,000	-	180,000	41,301

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	7,801,600	1,200,000	-	9,001,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,200,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	180,000	-	-	180,000	1,620
	第11回新株予約権	普通株式	-	90,000	-	90,000	2,250
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	55,572
合計		-	180,000	90,000	-	270,000	59,442

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。



(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金勘定	469,690千円	1,029,319千円
現金及び現金同等物	469,690	1,029,319

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、「工具、器具及び備品」であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
1年内	222,229	191,531
1年超	191,531	-
合計	413,760	191,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

関係会社株式は、非上場の子会社株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2017年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	469,690	469,690	-
(2) 売掛金	793,619	793,619	-
(3) 敷金及び保証金	239,229	229,560	9,668
資産計	1,502,538	1,492,869	9,668
(1) 買掛金	290,723	290,723	-
(2) 未払金	113,553	113,553	-
(3) 短期借入金	308,200	308,200	-
負債計	712,476	712,476	-

当事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,029,319	1,029,319	-
(2) 売掛金	463,137	463,137	-
(3) 敷金及び保証金	241,757	232,980	8,776
資産計	1,734,213	1,725,436	8,776
(1) 買掛金	205,476	205,476	-
(2) 未払金	95,536	95,536	-
負債計	301,012	301,012	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間における国債の利率で割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度(2017年12月31日) (千円)	当事業年度(2018年12月31日) (千円)
投資有価証券	90	90
関係会社株式	0	0

これらについては、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	469,690	-	-	-
売掛金	793,619	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	222,229
合計	1,263,309	-	-	222,229

(注) 敷金及び保証金のうち資金決済法に基づく供託金17,000千円については、償還予定を明確に把握することが出来ないため、上表には含めておりません。

当事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,029,319	-	-	-
売掛金	463,137	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	222,257
合計	1,492,456	-	-	222,257

(注) 敷金及び保証金のうち資金決済法に基づく供託金19,500千円については、償還予定を明確に把握することが出来ないため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 子会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

投資有価証券(貸借対照表計上額90千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 子会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

投資有価証券(貸借対照表計上額90千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
販売費及び一般管理費	38,861	15,940

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2010年5月14日株主総会 第3回 ストック・オプション	2011年6月30日株主総会 第5回 ストック・オプション	2014年12月16日取締役会 第6回 ストック・オプション	2017年3月29日取締役会 第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 2名 当社従業員 8名 当社関係会社従業員 1名	当社従業員 54名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 28名 当社関係会社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,192,720株	普通株式 100,520株	普通株式 232,000株	普通株式 132,000株
付与日	2010年5月17日	2011年9月28日	2015年1月6日	2017年4月13日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社等の従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した従業員等については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>また、新株予約権者が社外協力者として認定された場合に該当しなくなった場合においては、当社取締役会において特に認めた場合には、当社取締役会の決定に従い新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した取締役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>	<p>新株予約権者は、2015年12月期から2021年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができるものとする。</p> <p>また、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>	<p>新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づいて本新株予約権の割当日以降に提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。)、または四半期報告書に記載された連結四半期損益計算書(四半期報告書における四半期損益計算書についても同様。)において、営業利益を計上した場合に、営業利益を最初に計上した期の有価証券報告書、または四半期の四半期報告書の提出日の翌月1日から2027年4月17日までに、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>また、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。(注)2</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2012年5月18日 至 2020年5月17日	自 2013年9月28日 至 2021年9月27日	自 2016年4月1日 至 2023年1月6日	自 2017年4月13日 至 2027年4月12日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2012年9月11日付株式分割(1株につき20株の割合)及び2013年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 上記のほか、細目については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年5月14日株主総会 第3回 ストック・オプション	2011年6月30日株主総会 第5回 ストック・オプション	2014年12月16日株主総会 第6回 ストック・オプション	2017年3月29日株主総会 第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	164,000	132,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	10,000	6,600
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	154,000	125,400
権利確定後 (株)				
前事業年度末	286,640	3,120	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	286,640	3,120	-	-

(注) 2012年9月11日付株式分割(1株につき20株の割合)及び2013年10月1日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2010年5月14日株主総会 第3回 ストック・オプション	2011年6月30日株主総会 第5回 ストック・オプション	2014年12月16日取締役会 第6回 ストック・オプション	2017年3月29日取締役会 第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25	124	1,615	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	500	51,300

(注) 2012年9月11日付株式分割(1株につき20株の割合)及び2013年10月1日付株式分割(1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

3. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	156,741千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	841,268千円	876,871千円
一括償却資産	3,493	3,217
資産除去債務	15,181	14,663
仕掛開発費	19,309	159,962
投資有価証券評価損	15,927	15,242
長期貸付金	22,195	21,239
前渡金	-	2,855
新株予約権	11,901	16,060
減価償却超過額	35,235	23,439
その他	14,746	10,745
繰延税金資産小計	979,259	1,144,297
評価性引当額	979,259	1,144,297
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

事業分離

当社は、2018年11月30日開催の取締役会において、株式会社アドベンチャーにファッションレンタルサービス事業「EDIST.CLOSET」を譲渡することについて決議を行い、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

なお、2018年12月1日付で事業譲渡を完了いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社アドベンチャー

(2) 分離した事業の内容

当社のファッションレンタルサービス事業

(3) 事業分離を行った主な理由

ファッションレンタルサービス市場は成長傾向であり認知度も高まっておりますが、「EDIST.CLOSET」のサービス内容を認知させるには、一定の投資は避けられない状況にありました。そのような背景のなか、経営資源の選択と集中の観点から、株式会社アドベンチャーに譲渡することといたしました。

株式会社アドベンチャーが適切として判断した理由は、オンライン予約サービスの開発で得たシステム構築、広告及び集客のノウハウ、ターゲット顧客層などの面において、「EDIST.CLOSET」と高い相乗効果が得られること、経営基盤が安定していることで、「EDIST.CLOSET」の運営に支障がなく、ご利用者への影響がないことにあります。

これにより当社は、経営資源をより得意分野であるゲーム事業に集約することで、経営効率化による業績の改善と更なる企業価値向上を図ってまいります。

(4) 事業分離日

2018年12月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の合計

当該事項はありません。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

当該事項はありません。

(3) 会計処理

移転したファッションレンタルサービス事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しておりますが、その額は0であります。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社は、エンターテインメント事業の単一セグメントであります。

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	229,245千円
営業損益	143,701千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.272～1.135%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
期首残高	49,199千円	49,574千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	374	460
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	49,574	50,035

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、エンターテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、当事業年度より事業領域の拡大により実態に即した名称にするため、従来の「モバイルゲーム事業」から「エンターテインメント事業」へセグメント名称を変更しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てエンターテインメント事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

売上高は全て本邦の外部顧客への売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
グリー株式会社	1,174,662
Apple Inc.	913,946
株式会社ディー・エヌ・エー	509,579

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てエンターテインメント事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
Apple Inc.	1,635,971
Google Inc.	1,034,420
グリー株式会社	973,933

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当事業年度において、固定資産の減損損失170,118千円を計上しておりますが、当社では、エンターテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当事業年度において、固定資産の減損損失9,136千円を計上しておりますが、当社では、エンターテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1．関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

該当事項はありません。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1．関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

該当事項はありません。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1 株当たり純資産額	89.97円	138.53円
1 株当たり当期純損失金額 ( )	125.99円	81.06円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの 1 株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1 株当たり当期純損失金額 ( )		
当期純損失金額 ( ) (千円)	982,851	719,099
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額 ( ) (千円)	982,851	719,099
期中平均株式数 (株)	7,801,138	8,870,750
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

1. 行使価額修正条項付新株予約権の発行

当社は、2018年12月14日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行すること及び、コミットメント契約を締結することを決議し、2019年1月7日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当日	2019年1月7日
(2) 発行新株予約権数	18,000個
(3) 発行価額	本新株予約権1個当たり580円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 1,800,000株(本新株予約権1個当たり100株) 下限行使価額においても、潜在株式数は1,800,000株です。
(5) 資金調達の内額	974,240,000円(差引手取概算額)(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 541円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は325円であります。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げます。)に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使下限価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
(9) 本新株予約権の行使期間	2019年1月8日から2020年1月7日まで(但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 調達する資金の具体的な使途	具体的な使途	金額(千円)
	2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用	500,000
2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用	474,240	

(12) その他	<p>当社は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き本第三者割当契約（以下、「本第三者割当契約」といいます。）を締結いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使コミット</li> <li>・当社による本新株予約権の行使の禁止</li> <li>・当社による対象有価証券の処分等の禁止（ロックアップ）</li> </ul> <p>なお、本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、パークレイズ・バンクの親会社、子会社又は関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意いたしました。</p>
----------	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 新株予約権の行使による増資

当事業年度終了後、2019年3月27日までに、第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は以下のとおりです。

行使新株予約権の数	8,208個
発行した株式数	820,800株
行使価額の総額	348,622千円
資本金増加額	176,691千円
資本準備金増加額	176,691千円

(注) 上記の結果、2019年3月27日現在の普通株式の発行済株式総数は9,822,400株、資本金は1,978,061千円、資本準備金は1,977,061千円となっております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	51,515	-	-	51,515	51,515	-	-
工具、器具及び備品	55,090	4,971	4,971 (4,971)	55,090	55,090	-	-
有形固定資産計	106,606	4,971	4,971 (4,971)	106,606	106,606	-	-
無形固定資産							
商標権	387	-	-	387	387	-	-
ソフトウェア	43,912	4,165	4,165 (4,165)	43,912	43,912	-	-
無形固定資産計	44,299	4,165	4,165 (4,165)	44,299	44,299	-	-
長期前払費用	18,666	41,804	56,569	3,901	-	-	3,901

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

資産の種類	資産の内容	増減額(千円)
長期前払費用	業務委託契約に係る対価及びライセンス使用料	41,804
		56,569

2. 当期減少額欄の( )内は、減損損失の計上額を内数で表示しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	308,200	-	1.96	-
1年以内に返済予定のリース債務	893	893	-	-
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	2,457	1,564	-	2020年~2021年
合計	311,551	2,457	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)
リース債務	893	670

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,488
預金	
普通預金	1,027,830
小計	1,029,319
合計	1,029,319

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	84,188
グリー株式会社	83,925
Google Inc.	63,983
株式会社電通	55,640
株式会社ディー・エヌ・エー	41,114
その他	134,284
合計	463,137

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
793,619	4,315,575	4,646,057	463,137	90.9	53.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．前払費用  
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社Prime number	53,485
森ビル株式会社	16,088
労働保険料	12,686
その他	38,927
合計	121,188

固定資産  
敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
森ビル株式会社	173,512
ヒューリック株式会社	48,716
その他	19,528
合計	241,757

流動負債  
イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社Prime number	89,706
有限会社フナコシステム	47,042
株式会社ビジュアライズ	25,431
株式会社リンクトブレイン	6,318
株式会社クリーク・アンド・リバー社	5,062
その他	31,914
合計	205,476



ロ．未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ヴィジュアルノーツ	17,832
American Express International, Inc.	9,095
株式会社イーガーディアン	8,604
株式会社IDCフロンティア	7,137
enish China Limited	6,917
その他	45,948
合計	95,536

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,514,724	2,916,011	4,231,350	5,449,018
税引前四半期(当期)純損失金額(千円)	106,541	295,636	456,077	716,808
四半期(当期)純損失金額(千円)	107,114	296,782	457,797	719,099
1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	12.65	33.97	51.87	81.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額(円)	12.65	21.07	17.89	29.03

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヵ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載を行います。なお、電子公告は当社ホームページ上に掲載する予定であります。 <a href="http://www.enish.jp/">http://www.enish.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度(第9期)(自 2017年1月1日 至 自 2017年12月31日)  
2018年3月29日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2018年3月29日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
(第10期第1四半期)(自 2018年1月1日 至 自 2018年3月31日)  
2018年5月11日関東財務局長に提出。  
(第10期第2四半期)(自 2018年4月1日 至 自 2018年6月30日)  
2018年8月14日関東財務局長に提出。  
(第10期第3四半期)(自 2018年7月1日 至 自 2018年9月30日)  
2018年11月13日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
2018年3月29日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。  
2018年6月7日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書であります。  
2018年8月22日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類  
行使価額修正条項付新株予約権発行  
2018年12月14日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月28日

株式会社 enish  
取締役会 御中

### 東邦監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神戸 宏明

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤寄 研多

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社enishの2018年1月1日から2018年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社enishの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に行使価額修正条項付新株予約権の発行及び行使による増資が記載されている。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社enishの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社enishが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。